

防火訓練のお知らせ

いっどこで起こるかかわからない災害に対しては日ごろの訓練が大切です。
私たち自身の生命を守り、地域を守るために“ほっと三丘”コミュニティ協議会
の主催で防火訓練を行います。

この機会にご近所の方やご家族と共に、ぜひご参加ください。

◆ 日 時 平成 21 年 3 月 8 日 (日) 午前 10 時から正午まで

● 受講会場 《三丘徳修館 2階大ホール》10:00～

内容：(住宅用警報器の説明、AEDの操作説明、誘導・避難訓練)



※AEDとは、心肺停止した人に電気ショックを与え、心臓を正常な状態に戻すことが出来る器械です

● 消火訓練会場 《徳修公園(円型トイレ横)》11:00頃～

(雨天の場合は若干の内容変更があります。あらかじめご了承ください。)

内容：(初期消火訓練・・・消火器を実際に操作してみましよう)



火の用心

生活改善実行グループのみなさんがおにぎりや豚汁を作られます。
訓練終了後にいただきます。



住宅用火災警報器

大切な「命」や「財産」を守ります。

● 光地区消防組合北消防署 Tel0833-91-0001

住宅用火災警報器の設置が義務化されました

近年、住宅火災による死者が急増しており、死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。

また、住宅での火災の死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の進展に伴い、さらなる増加が懸念されます。米国等では、住宅用火災警報器等の設置が義務化されており、その普及に伴い死者数が半減しています。

この現状を受け、日本でも火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が、消防法等により義務付けられました。

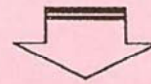


設置義務期限は？

住宅用火災警報器を設置しなくても罰則等はありませんが、住宅用火災警報器は皆様の大切な「命」や「財産」を守るものです。



新築住宅は、平成18年6月1日から
既存住宅は、平成23年5月末日まで



住宅用火災警報器の設置が必要です!!

どんなものなの？

住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、音や音声により、火災の発生を早期に知らせるものです。

煙式警報器

煙を感知するものです。
通常はこちらを設置します。



熱式警報器

一定の温度（熱）を感知するものです。
煙や蒸気が滞留する恐れがある台所等へ設置することができます。



どこに設置するの？

光地区消防組合火災予防条例では、寝室への設置が義務付けられています。
ただし、寝室が2階にある場合には、階段への設置も必要です。



悪質販売にご注意

光地区消防組合消防本部・消防署では警報器の訪問販売を行うことはありません。
粗悪品や悪質な訪問販売には、十分ご注意ください。

また、日本の法令に適合した日本消防検定協会の「NSマーク」のついた商品を推奨しております。



※ 詳しくは、消防署へおたずね下さい。